

令和 8 年 5 月 18 日（月曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和8年5月18日（月曜日）

出席議員（13名）

1 番	関 根 浩 幸 君	2 番	平 吹 淳 君
3 番	高 嶋 秀 治 君	4 番	鈴 木 恵 悦 君
5 番	伊 藤 牧 世 君	6 番	柳 田 政 喜 君
7 番	佐 野 善 弘 君	8 番	赤 坂 芳 則 君
9 番	吉 田 二 郎 君	10 番	村 松 秀 雄 君
11 番	山 岸 三 男 君	12 番	前 原 吉 宏 君
13 番	鈴 木 宏 通 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	相 澤 清 一 君
副 町 長	須 田 政 好 君
総 務 課 長	佐 野 仁 君
総務課文書法令係長	高 橋 秀 彰 君
水道事業所長	齋 藤 寿 君
水道事業所主査	佐 藤 千賀子 君
税 務 課 長	渡 辺 克 也 君
税務課徴収対策室主事	熱 海 貴 大 君
健康福祉課長	高 橋 憲 彦 君
健康福祉課健康推進係長	菅 山 優 太 君
町 民 生 活 課 長	遠 藤 孝 光 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	伊 藤 博 人 君
事務局次長兼議事調査係長	須 田 真喜子 君
主 査	清 水 直 美 君

議事日程

令和8年5月18日（月曜日） 午後1時25分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

- 1) 権利の放棄について（美里町水道料金）
- 2) 美里町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
- 3) 美里町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 4) 特例転入事務の処理誤りに伴うマイナンバーカードの失効について

第4 その他

第5 閉 会

午後１時２５分 開会

○議長（鈴木宏通君） 皆さんおそろいですので、時間前ですが始めたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、ただいまから全員協議会を始めたいと思います。

まず、昨日、今日と連日、もう初夏のような暑さになっております。

まず初めに、議会では、５月１日からクールビズによるところとしております。議場内、会議についてもネクタイ、上着は着用しなくてもよいことにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。クールビズの期間は９月末までといたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速始めたいと思います。

本日の全員協議会、全員出席でございます。

まず初めに、町長から御挨拶をいただきたいと思います。

○町長（相澤清一君） 大変御苦勞さまでございます。

私は風邪引いているもので、少しお聞き苦しい点あるかと思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

本日は、議長のお取り計らいにより、議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。

本日、議会全員協議会で御説明申し上げますのは、権利の放棄についてをはじめとする４点についてでございます。

初めに、１点目の権利の放棄について御説明申し上げます。

美里町水道料金の債務者お一人について、美里町債権管理条例第21条第１項の規定により債権を放棄することとし、地方自治法第180条第１項の規定により専決処分をいたしました。本日はその内容について御説明申し上げます。詳細につきましては、後ほど水道事業所長から御説明申し上げます。

次に、２点目として、美里町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について御説明申し上げます。

令和７年３月に宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画が改定されたことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、令和８年３月、美里町新型インフルエンザ等対策行動計画を改定いたしました。本日はその内容について御説明申し上げます。詳細につきましては、後ほど健康福祉課長から御説明申し上げます。

次に、３点目として、美里町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について御

説明申し上げます。

町長、職員等が、町に対して負う損害賠償責任について、町長、職員等が軽過失である場合については、その一部を免責することとする条例を制定をいたしたいと考えております。本日はその内容について御説明申し上げます。詳細につきましては、後ほど総務課長から御説明申し上げます。

次に、4点目として、特例転入事務の処理誤りに伴うマイナンバーカードの失効について御説明申し上げます。

マイナンバーカードを利用した転入手続において住民基本台帳システムの入力誤りが発生いたしました。この影響により転入者3人分のマイナンバーカードが廃止の状態となり、カードが失効する事態となりました。本日はその内容と今後の対応について御説明申し上げます。詳細につきましては、後ほど町民生活課長から御説明申し上げます。

議員皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

本日の、今町長説明ありましたとおり、4か件になります。

それでは、早速、全員協議会を始めたいと思いますので、説明及び一番最初の1) 権利の放棄についてに入ります。

それでは、総務課長、出席者の紹介をお願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） お疲れさまでございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

それでは、説明員の紹介させていただきます。

水道事業所所長、齋藤 寿でございます。

○水道事業所所長（齋藤 寿君） 齋藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく、水道事業所主査の佐藤千賀子でございます。

○水道事業所主査（佐藤千賀子君） 佐藤です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 税務課長、渡辺克也でございます。

○税務課長（渡辺克也君） 渡辺です。どうぞよろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 税務課徴収対策室主事の熱海貴大でございます。

○税務課徴収対策室主事（熱海貴大君） 熱海です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

まず初めに、水道事業所長、資料等の提示をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

○水道事業所長（齋藤 寿君） 資料、ほかに一つ用意してございますので、お配りさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） では、配付していただきます。（「回収だよ」の声あり）

○水道事業所長（齋藤 寿君） 終了後は回収させていただきます。

○議長（鈴木宏通君） 皆さん、配付漏れはありませんか。（「はい」の声あり）なしということで、それでは早速、説明をお願いいたします。水道事業所長。

○水道事業所長（齋藤 寿君） それでは、美里町水道料金に係る権利の放棄について御説明申し上げます。

本日は、専決処分により権利を放棄いたしました水道料金につきまして、説明をさせていただきます。

事前にお配りしておりました資料の1及び本日追加でお配りしました資料の2を併せて御覧ください。

1の専決第1号についてであります。

専決処分日は、令和8年5月8日です。債務者は一人で、死亡日時点で62歳の男性です。債権額は、平成31年2月から令和元年6月までの5件で、合計4,730円になります。

こちらの債務者は、令和元年5月4日に死亡しており、相続人を調査した結果、全員が相続放棄をしていることが確認されました。その後、債務者所有の不動産を調査したところ、家屋は著しく損傷しており、土地も無道路地などの事情があるため、公売を実施しても債権者への配当はほとんど見込めないと判断いたしました。さらに処分には、相続財産管理人の選任が必要であり、その費用は債権額を大きく上回る見込みです。

このような状況でありますことから、美里町債権管理条例第21条第1項の規定により債権を放棄することとし、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、令和8年度美里町議会6月会議におきまして報告させていただきたく、予定しているものでございます。

最後になりますが、先ほども申し上げましたが、資料の2の債権放棄明細書につきましては、債務者の個人情報に記載されておりますので、説明終了後に回収させていただきます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等何かございますか。ありませんか。（「なし」の声あり）なし。

それでは、以上ということで、1番目の権利の放棄については終了いたします。

では、説明員の方、御苦勞さまでございました。（「資料」の声あり）そうか、資料の回収ね、ごめん。資料の回収をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 3 分 休憩

午後 1 時 3 5 分 再開

○議長（鈴木宏通君） それでは、再開します。

2）美里町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてに入ります。

それでは、総務課長、出席者の紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） それでは、出席者、紹介させていただきます。

健康福祉課長、高橋憲彦でございます。

○健康福祉課長（高橋憲彦君） 高橋です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 健康福祉課健康推進係長の菅山優太でございます。

○健康福祉課健康推進係長（菅山優太君） 菅山です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） それでは、早速、説明のほどをお願いいたします。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲彦君） それでは、私のほうから美里町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について御説明申し上げたいと思います。（「課長、申し訳ないけれども、マスク外せるんなら外していただければありがたいです」「何もなければね」の声あり）座って説明させていただきます。（「着座にてお願いします」の声あり）

それでは、まず、この新型インフルエンザ等対策行動計画の改定につきまして、別紙のとおり、1枚ものの概要の資料と、あと行動計画のほうを配付させていただいております。

まず、平成25年6月に新型インフルエンザ等対策特別措置法第6条に基づき、国においては新型インフルエンザ等対策政府行動計画が策定されました。

この政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県においては都道府県行動計画、市町村においては市町村行動計画を作成する際の基準となるべき事項を定めたものでございます。

同じく特措法第7条に基づき、平成26年3月に宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画が策定され、本町でも平成27年4月に美里町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました。

今般、新型コロナウイルス感染症をはじめとした実際に発生した感染症危機対応において把

握された課題を踏まえ、次なる感染症危機に対し、より万全な対応を行うことを目指し、対策の充実を図るため令和6年7月に政府行動計画が改正されました。これにより、宮城県においても令和7年3月に県行動計画を改定したことから、特措法に基づき、本年、令和8年3月に町行動計画を改定したものであります。

次に、改定した行動計画の概要について御説明させていただきます。

町行動計画は、国が定める政府行動計画及び県行動計画との整合性を取る必要があることから、両計画において市町村が実施する取組内容として定められている内容をもって改定いたしました。

政府行動計画及び県行動計画の改定では、平時の準備の充実、対策項目の拡充と横断的視点の設定、幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え、DXの推進、実効性確保のための取組の5項目が、改定の主なポイントとされています。

このうち大きな変更点として、これまでの計画で示されていた6つの対策項目が、県行動計画では13項目に拡充されました。町の行動計画では、このうち市町村行動計画に必要な項目を含む8項目に拡充いたしました。また、8項目の各対応における段階が、これまでの計画では5段階に分類されていたところを、いわゆる平時である準備期。世界的に複数の国で感染が確認され、国内でも感染の可能性がある初動期。県内で感染が確認された段階以降収束までを対応期とする3段階に分類されました。

そのほか計画の実効性確保のため、おおむね6年ごとに計画を改正することとなりました。町といたしましても、政府行動計画の改定を踏まえ、おおむね6年ごとに計画を改定する見込みであり、日常の業務において、国、県、関係団体等とのつながりを強化し、次なる感染症危機において早急な対応が行えるよう備えてまいります。

私からの説明については以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 菅山さんのほうからはないのね。以上で説明としては終了。はい。

それでは皆さんより、ただいま説明をいただきました。意見、質問等ありましたら、質疑を受けたいと思います。伊藤議員。マイクをお願いします。

○5番（伊藤牧世君） 4点ほどありますので、一つずつお願いしたいと思います。（「一つずつ行きましょう」の声あり）はい。

まず初めに、行動計画のところですね。（「ページ、言ってください」の声あり）8ページ、下段のほうになります。こちらのほう、下から1、2、3、4、5行目あたりからですかね。

事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行

うことが必要であるということから、住民への周知や、そういったことを考える班というんですか、先ほどの計画とかの関連のところがありましたら、お願いいたします。

言い方として、例えばそれは……

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○5番（伊藤牧世君） この周知のところとか、例えばリスクコミュニケーションの中に入ってきて、そちらのほうを今からやっていくのか。どういった体制というか、どこの分類にこれは入っていきながらやっていくのかなと思ったので。（「具体的な対策ね」「そうです。どこがそういったことをやっていくのか」「どこが」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲彦君） そうですね。こちらのほうは8ページに記載されておりますとおり、事業者や町民一人一人がいろいろな適切な行動や備蓄等の準備を行うというようなことについては、議員おっしゃるとおり、今後、随時そういったことを周知していく必要性があるというところでございまして、今回の計画にも記載されておりますとおり、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、第3部以降の第1章から第8章まで、この8項目について具体的に町では取り組んでいくという必要性がございます。

その8項目全てにおいて、準備期という事前の準備段階の部分が記載されてございます。ここに、それぞれの対策の中で準備をする必要性がありますので、必要な部分について、広報等で町としては周知を図る。また、必要な医療機関等とも随時その都度、そういったお話をさせていただくというようなことが必要になってくるかというふうに考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○5番（伊藤牧世君） その中の今お話ししたところの周知だけではなく、備蓄等の準備のところになると、多分、多分と言うと失礼ですね。保健の中のところなので、60ページ……62ページですね、の物資のところの下のところになりますかね。1-2の①の最後。なおのところですね。備蓄については、災害対策基本法による物資及び資材の備蓄の相互を兼ねることができるというところで、災害等、災害時の備蓄と今回の感染症対策の備蓄というところ兼ねられるというところもあるので、そのあたりの併せての周知というか、住民一人一人の備えもしてくださいというのが入っているかと思うんですけれども、そのあたりも一緒にされていくのか。

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲彦君） そうですね。こちらの、先ほどお話しいただいた62ページの記載については、通常の、通常のと言ったらあれですけれども、地震等の災害等の避難、避難所、

そういったところにも備蓄されているものがございまして、その中にはもちろん感染症対策の物品なんかもございますところから、そちらのほうは兼ねることができるというような内容なっております。

なおかつ一般家庭におかれましても、そういったものは可能な限り備蓄をしていただくように、今後周知を図っていくというような考えでございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○5番（伊藤牧世君） では、次に入りたいと思います。

先ほどもお話があったとおり、前回の平成27年度の行動計画から大変大きく変わっているところが多いなとは思って見ていました。

その中で、12ページ、13ページ。

こちらのほうの組織体制のところなんです、こちらのほうに関して、これまでの行動対策の中では、どこの班がやりますよということが明確に記されていたんですね。平成27年度の行動計画に関しては。そのところが一切書いていないというところで、各部署での対応される班というところは、対応できるというか、動きやすくなっているのか。そのあたりを確認したいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲彦君） そうですね。今議員おっしゃったとおり、前回の計画においては、各項目ごとに対応する係名、班名が書かれていたというような形でございましたが、今回は、先ほどお話あったとおり13ページの本部組織図ということで、一括して掲載させていただいているというところでございました。

もちろん今までの計画と同じように、各項目ごとに各班、対応する班というものは、こちらのほうでももちろん把握させていただいておりますので、各行動に移る際には、それぞれの班のほうに適宜指示させていただいて、行動に移すというような形を想定してございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○5番（伊藤牧世君） 全体の総務部の部長としての健康福祉課長が担っていくことになると思うんですけども、かなりの仕事量というところで、この班に対しても指示を出していくようになっていくのでしょうか。部長という形で健康福祉課長が上に来て、その班、今から詳細なところで班で動くようになると思うんですが、その指示系統は、一番上に福祉課長が入るという形でよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲彦君） そうですね。本部長はもちろん町長ということになりますので、副本部長、副町長というところでございます。本部員という形で各課の課長が招集されて、そこから指示をそれぞれさせていただくという形になります。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○5番（伊藤牧世君） では、もう初めから班としては大丈夫で、健康対策班のところに福祉課は、その中の分掌事務というところで、その中で動いていくという形だけで大丈夫ということなんでしょうか。

読んでいくと、全部が福祉課にかかってくるんじゃないのかなって思ってしまったので。

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。（「長寿支援課と一緒にのところなるんですか」の声あり）

○健康福祉課長（高橋憲彦君） もちろん対策本部設置されるのは、通常、基本的には、国、県のほうで対策本部、緊急事態宣言ですかね、発令された後ということが想定されているところでございます。

それ以前の準備期であったりそういったものは、通常の業務の中で対応していくという形になりますので、各課、そちらのほうに、例えば課長と会議ですとか、そういったところで周知していくというような形になるかというふうに考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○5番（伊藤牧世君） では、次に入りたいと思います。

次も同じ組織のところではあるんですけども、健康対策班の中に相談窓口の設置というところもあったんですね。こちらのほうは、以前コロナ対策室を設けていて、その窓口というところでも、後半でしたけれども、対応できなくて、窓口を設けているかと思われます。

ただ、それというのが、どの段階というのと、ちょっと私も見たんですけども、いつから対策室ができたかというのがちょっと分からないでしまったんですが、前回。

そういった意味で、相談窓口を設けたのが、例えば福祉課の窓口にしてしまうと大変なのかなと思ったので、そういったところの流れというところは、今回の中ではちょっと読めなかったもので、今、ハンタウイルスとかのね、世界の報告なんかも出ていることから、やはりこういったところで対策、もちろん対策本部というところはあるんですけども、やはり窓口というところでは、福祉課の中にあるというところがちょっと不安があるんですが、そのあたりどうなんでしょうか。

この間、要はコロナ対策室、別口で設けているので。

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲彦君） ただいまの御質問であつたとおり、前は、前はというか、新型コロナウイルスに対応した窓口ということで、そういった室を設けるというのが一つの方法としてあつたということでございました。

今回、計画のほう改定させていただいておりますが、やはり新型コロナウイルスだけではなくて、今後想定される新しいそういった感染症。そういったものの対応というのは、都度都度ですね、先ほどお話しさせていただいた対策本部であつたり、もちろん国、県のそういった機関が出来上がるわけでございますので、そういった機関の御意見、指示もあるかと思いますが、そういった話を受けながら、その地域に必要な対応がどれくらいの規模なのか。それによって、やっぱり窓口の組織というのも変わってくるというふうに考えてございます。ですので、前回、新型コロナウイルスのときと同じような状況を想定すれば、同じように室を設けるとかということも考えなくてはいけないというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○５番（伊藤牧世君） 最後になります。

すみません、ページで言ったら５ページになるかと思うんですが、（２）の１、２、３、４つ目の項目のところですね。

事業継続計画の作成や実施というところで、事業継続計画というところでは、以前、令和２年ですね、に、町のほうでは、新型コロナウイルス感染症感染職場対応手順というのを出しているんですね。そういった、以前に行われている、そういった、以前というかコロナ禍で行われた対応策というのは、今回生かされてくるのか。どのようになってくるのか。お願いします。

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲彦君） ただいまの御質問につきましても、先ほどの直前の質問と答弁が重複するかもしれませんが、やはり前回、そのような事業継続計画ですかね。そういったものを策定していても、やはり新たな感染症が拡大したということであれば、その都度その都度、その対応の方法は、見直ししていかなくてはいけないと思っています。

もちろん以前つくられたものがそのまま使えれば、業務的には効率がいいということで、そのまま採用するということもあるかと思えます。ですので、やはりその都度都度、その内容については見直しが必要だというふうに思っております。

○議長（鈴木宏通君） ほかに質疑等、意見等ございましたらば。ありませんか。では、高嶋議

員。

○3番（高嶋秀治君） 確認でございます。

4ページ目にですね、下から2、4、6、7行目にございます、特措法第8条に基づき、平成27年（2015年）4月に策定したとあります。

この今日の一枚ものの中には、27年3月に作成したという表記がありますし、それから、この策定期日を見ますと、27年3月となっていますが、これは3月のほうが正しいのでしょうか。そこだけ。

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲彦君） 大変申し訳ございません。

本日お配りした一枚もののほうの概要の部分ですね。上から3行目になりますか。説明書きで平成27年3月に策定したものですというふうに記載しておりましたが、こちら平成27年4月の誤りでございました。

この場で修正させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○3番（高嶋秀治君） そうしますとですね……

○議長（鈴木宏通君） 高嶋議員。

○3番（高嶋秀治君） 高嶋です。

今日のこの冊子の一番最後のページに、策定期日が3月になっているところです。これをどっちかに合わせてしまわないと駄目なのだろうというふうに思いますので、この冊子のほう私正しいんじゃないかなと思っておりますので、そこをちょっと、期日ですので、ほかに出すときにあまり問題にならないようにということでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 課長、これは平成27年4月でいいのね。確認。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲彦君） 現時点、現時点というか、前回の計画のほうでは4月というような表示がされておりましたので、再度確認させていただきながら、必要であれば、今回出させていただいたこの冊子のほうの計画書のこの最終ページですね。こちらのほうも修正をさせていただく必要があるかと思っておりますので、ちょっと確認させていただいた後、報告させていただきます。（「はい」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） そういうことで、確認した後に、あと皆さんのほうにいろいろと、この修正等を加えるとするということで、よろしいですか。（「はい」の声あり）高嶋議員、よろしいですね。はい。

ほかにありませんか。赤坂議員。マイクください。

○8番（赤坂芳則君） この行動計画は、あくまでも改定した内容だと思うんですけども、実際この対策室というのは、どの時点で設置するものか。例えばコロナの場合はほら、蔓延状態がどんどん進んできたために、早めに対策室設置したと思うんだけどね。インフルエンザはどこの段階で判断をして、この実際のその対策室というのを設置するのかと。その辺の考え。（「ただ、普通のインフルエンザと新型、ごっちゃなっているからさ、説明しないと」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） どっち。副町長。では、副町長。

○副町長（須田政好君） 特に決まりはないようでございますが、今の健康福祉課の体制で動きが取れないというときには、特別なその部屋。当然、健康福祉課所属なりますけれども、対策室を設置して対応していきたいというふうに考えております。

具体的にはその回答はなかなか難しいんですが、（「難しいんだ」の声あり）特別な対策室を取って、例えば、予防接種の集団接種をしなくてはいけないとか。あるいは、前回のよう一律に給付金の交付があるとか。そういった健康福祉課の現体制で対応できないときに特別なチームをつくって、対策室にしたいと考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○8番（赤坂芳則君） いや、だからね。そいつが、どこの時点で判断するのかなということなのさね。いろいろあるだよ。風邪引き始まったとか、インフルエンザなったばっかしとか。それが皆増えたとかさ。その状態聞きたいのね。（「今答弁調整中だから、ちょっと待っていて」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） すみません。では、暫時休憩いたします。

午後2時02分 休憩

午後2時04分 再開

○議長（鈴木宏通君） では、再開いたします。

では副町長、お願いします。

○副町長（須田政好君） その感染する状況といたしますか、致死率とか、あるいはその速度とか、あるいはほか市町村での状況、県内での状況等様々異なってくる状況は想定されますので、その状況状況の判断になります。

それで、そのときには、本町では保健所を設置しておりませんが、県の保健所等の意見を聞

きながら、当然大崎市、あるいは周辺市町村の状況を見ながら、どうしても状況を見て判断する
としか今のところ回答できないのではございますが、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏通君）　そういうことで赤坂議員、まずそこだけ一応、納得していただきたいと。

よろしいですか、あとは。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、以上ということで、美里町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に
ついてを終了させていただきます。

御苦労さまでございました。

では、暫時休憩いたします。

午後２時０５分　休憩

午後２時０６分　再開

○議長（鈴木宏通君）　それでは、再開いたします。

次に、３）美里町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてに入ります。

それでは、総務課長、出席者の紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐野　仁君）　紹介させていただきます。

総務課文書法令係長の高橋秀彰でございます。

○総務課文書法令係長（高橋秀彰君）　高橋です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君）　では、よろしくお願いいたします。

では、早速、説明をお願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野　仁君）　それでは、美里町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制
定について御説明申し上げます。

地方自治法の改正により、地方公共団体の長や職員が、軽過失である場合に負う賠償額につ
いて、条例において一定額を免責することが可能となりました。これに伴い、県内の各自治体
におきましても条例の整備が進められているところであります。

本町におきましても、損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定したいと考えていること
から、その概要と今後のスケジュールについて御説明をさせていただきたいと存じます。

なお、詳細の説明につきましては、文書法令係長の高橋のほうから説明をさせていただき
たいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏通君）　高橋係長。

○総務課文書法令係長（高橋秀彰君） それでは、私から説明いたします。恐縮ではございますが、着座で説明いたします。（「はい」の声あり）

配付資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、資料の１、概要です。

地方自治法の規定による住民訴訟が提起された場合は、町長や職員に軽過失しかない場合であっても判決により賠償責任を負うことがあり、町長や職員が個人責任として多額の損害賠償責任を負わなければならないこともあり得ます。

こうした事情を背景として、平成29年に地方自治法が改正され、現行法におきましては、町長や職員が軽過失である場合に負う賠償額について、条例において一定額を免責することができるとされております。

今後、町長や職員は、時に公益のために前例のないような果敢な施策を推進することとも必要となりますが、損害賠償責任を負うリスクによって職員が萎縮し、施策推進が阻害されてしまうことを防止するため、町長、職員等の賠償責任の一部免責に関する条例を制定したいというものでございます。

なお、地方自治法の規定により、議会は、長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定または改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないこととされており、監査委員は、条例の内容が公平性や客観性を欠くものではないか、条例で定める額が職責、年収等に照らして相当性を欠くものではないか等について意見を述べることとされています。

続いて、２の条例で免責する額についてですが、地方自治法の規定により条例において免責する額は、地方自治法施行令で定める基準を参酌することとされており、次の表のとおりとなります。

町長については、賠償額から基準給与年額の６倍の額を控除して得た額が免責額となります。

基準給与年額については、表の下になお書きをしておりますが、給料、報酬、各種手当等の一会計年度の額に相当する額のことをいいます。

表の一番下。町の職員の免責額は、賠償額から基準給与年額の１倍の額を控除して得た額となります。例として申し上げますと、仮に町の職員の賠償額が５,０００万円、基準給与年額を８００万円としますと、免責額は、賠償額５,０００万円から基準給与年額８００万円の１倍である８００万円を控除して得た４,２００万円となり、賠償額は、５,０００万円から免責額４,２００万円を引いた８００万円となるというものでございます。

すなわち、この一部免責条例が制定された後は、実際に賠償する額の上限額が、町の職員においては基準給与年額の1倍になるものと御理解をください。町長については、基準給与年額の6倍が賠償額の上限となります。副町長、教育長等は、基準給与年額の4倍が賠償額の上限額。農業委員等につきましては、基準給与年額の2倍が賠償額の上限額となります。この表にございます基準給与年額の何倍というのは、地方自治法施行令の規定に基づいているというものでございます。

続いて、裏面、2ページを御覧ください。

4、今後想定するスケジュールでございます。

まず、本条例議案につきましては、議会6月会議に提案する予定としており、議案送付は6月1日となります。その後、1の概要で申し上げましたとおり、議会は地方自治法の規定により、議決に当たり監査委員の意見を聴くこととなります。この監査委員への意見聴取と次の監査委員の意見につきましては、先行して条例を制定している他自治体におきましては、書面で行っている例が多いようです。この監査委員の意見を踏まえて、6月定例会議で議案を審議いただくといった、こういったスケジュールを想定してございます。

以上、美里町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についての説明となります。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから御意見、質問等ありましたら。柳田議員。マイクお願いします。

○6番（柳田政喜君） 柳田です。説明ありがとうございました。

ちょっとお聞きしたいんですけども、まず免責されて払うのは、町長の場合は6倍までということは分かったんですけども、当然被害者の方がいて、当然賠償責任を求めてきて、例えば、10億円が賠償命令が出たとしますよね。それで、町長が年収1億ということはないと思いますけれども、分かりやすいように、6億まで払う。残りの4億については、どこが支払うことになるんですか。それともこれは、完全に失効するという形になるんですか。説明お願いします。

○議長（鈴木宏通君） 高橋係長。

○総務課文書法令係長（高橋秀彰君） すみません。お答えいたします。すみません。私のほうで重要な説明が一点漏れておりました。

今回、2ページ目のほうに関係法令として条文掲載させていただいておりますが、前提とし

て、すみません、この賠償責任につきましては、対個人、対民を想定しているものではなくて、何かしら不法行為等において町が損害を被った場合を想定しているもので、具体的には、土地の売買等において時価よりもかなり高い金額で土地を購入してしまっただけで、それが、町の裁量の逸脱というふうに認められる場合についてはその差額分、時価より高い分を町が損害を負ったというふうなことで解釈がされて、長や職員がその差額分の高く買い過ぎた金額に関して賠償責任を負うというふうな形になり得るものでありますので、あくまでも町に対する損害について、軽過失の場合については、一部免責できるというものでございました。

重要な説明が漏れて申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。山岸議員。マイクお願いします。

○11番（山岸三男君） 一応今大体説明受けたんでね、一定の理解を得ましたけれども、ちょっと確認なんですけれども、あくまでも町でやった事業で住民訴訟が起こされて、裁判で判決が出た場合に、このような内容で対応するというところでよろしいのか。一点。

それからもう一点……

○議長（鈴木宏通君） 一点ずつ行きましょう。（「はい、いいですよ」の声あり）
では、高橋係長。

○総務課文書法令係長（高橋秀彰君） お答えいたします。

この一部免責条例の適用事例として想定しておりますのは、今山岸議員がおっしゃられたような住民訴訟に基づいて賠償命令が出た場合の対応になろうかというふうに思っております。
以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○11番（山岸三男君） もう一点は、今この下の免責額の町長から副町長、農業委員とか町の職員まで入っています。

これ訴訟でも判決出たときは、町長一人が負うものなのか、これ。それに関連したね、支出というか、損害出た全員にこういう対応なのか。

そのちょっとその確認をお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 高橋係長。

○総務課文書法令係長（高橋秀彰君） お答えいたします。

まず前提として、住民訴訟においてどういった訴訟内容になるかによってそのあたりが変わってくるんですが、町長に損害賠償を負わせろというふうな訴訟内容になるか。あるいは、町

長や関係する職員に損害賠償を負わせろというふうな訴訟になるかによって、判決の出方が変わってきますので、結果として、判決で、町長に対して、あるいは町長と職員に対して、幾らの賠償をしろというふうな確定判決が出た段階で、その対応をする職員に対して、損害賠償金を請求する義務が町に発生するものと考えておりますので、あくまでもその住民訴訟が提起された段階で、その訴訟内容にどのようなになっているかというところによって、対応が変わってくるものというふうに考えております。

以上でございます。（「はい、分かりました」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。鈴木恵悦議員。

○4番（鈴木恵悦君） 一点お聞きしたいんですけれども、今の説明で、住民訴訟、裁判、その確定の後に、町への賠償という説明だったんですけれども、それと、例えばということで、土地売買の正当な金額というような例挙げられたんですけれども、それ以外に政策的なことで、その政策が間違っただけで町に損害を与えてしまったとか。そういう場合とか、要するにほかの例ですね。今、土地売買を一つ挙げられましたけれども。そういったことはどの辺あたりまで想定されているか。

○議長（鈴木宏通君） 高橋係長。

○総務課文書法令係長（高橋秀彰君） それでは、お答えいたします。

過去に住民訴訟において、その賠償命令が生じた事例をちょっと幾つか調べてはおったんですけれども、今議員さんおっしゃられたような政策判断とかに応じて賠償額を負うことがあるかということに関しては、裁判の判例としてはかなりの程度、町長とかの裁量権を認めておりますので、そこを逸脱するというふうなレベルのものとしては、政策的な部分に限ってはあまりないかなというふうに考えております。

一方で、これまで事案があったものに関しては、やはりその、例えば、ゴルフ場の開発許可とかそういったところでの訴訟の関係で、多額の賠償が出た事案とかですね。あるいは、外郭団体に対する補助金として、外郭団体に対して職員を派遣していた場合の、その給料を本来元となる町が支払うべきものを補助金として給料分を支出して、その外郭団体に支払わせていたという事案で、過失による法令の認識不足があったということで、賠償が出た事案とかがございました。

そのように、故意とかではないにしても、法令の解釈を誤ってしまったことによって、その結果、裁判所のほうで賠償命令が出た事案というものが、これまで住民訴訟の事例としてございましたので、そういったときに、町の責任、町長の責任、職員の責任が、軽過失にとどまる

というふうに判断できるものに関しては、この条例の対象になるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木恵悦議員。

○4番（鈴木恵悦君） 分かりましたが、要するに職員がね、こう仕事をする上で、思い切った仕事というか、萎縮してしまつては駄目だと思うんでね。その辺も十分に注意されながらお願いしたいと思い、要するにいい仕事をしていただきたいということですので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木宏通君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）ありませんか。（「なし」の声あり）なし。

では、ないようですので、今回の美里町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については以上といたします。

大変説明、大変御苦労さまでございました。

では、暫時休憩いたします。

午後2時19分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（鈴木宏通君） では、再開をします。

引き続き、次に、4）特例転入事務の処理誤りに伴うマイナンバーカードの失効についてに入ります。

それでは、総務課長、出席者の紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 紹介させていただきます。

町民生活課長、遠藤孝光でございます。

○町民生活課長（遠藤孝光君） 遠藤です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） それでは、早速、説明をお願いいたします。町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） それでは、特例転入事務の処理誤りに伴うマイナンバーカードの失効について御説明させていただきます。

着座にて説明させていただきます。

1番、概要でございます。

町民生活課におきまして、マイナンバーカードを利用した転入手続、いわゆる特例転入において、世帯主変更を伴う事務処理を行う際、住民基本台帳システムへの入力誤りが発生いたし

ました。

この影響により、転入者3人分のマイナンバーカードがシステム上で廃止の状態となり、カードが失効する事態となりました。

発生いたしましたのは、大きな2番のとおり令和8年4月20日でございます。

3番、原因でございます。

特例転入の処理において、世帯主の変更を反映させる際、誤って世帯員3人の住民票コード及び個人番号を世帯内で取り違えて登録しました。

(2)番、(1)のエラー解消のために、転入データを抹消し、再登録を行った結果、世帯3人分のマイナンバーカードが失効いたしました。また、2人分のマイナ保険証及び1人分のマイナ免許証の紐づけが解除されました。

4番の今後の対応でございます。

(1)3人のマイナンバーカードの再発行をJ-LIS、地方公共団体情報システム機構でございますが、と連携し、速やかに行います。今日現在は、まだ発行はされていない状況でございます。発行後は、マイナ保険証の紐づけも速やかに行わせていただきます。

(2)紐づけ解除となった1人分のマイナ免許証は、運転免許センターにおいて再度紐づけし、その手数料1,500円については、町が補償する予定でございます。

(3)職員の適正な事務処理の再確認を行うとともに、困難事案が発生した際は、専門機関の指示を仰ぐ運用体制を徹底し、再発防止に努めさせていただきます。

説明は以上となります。

このたびは、大変申し訳ございませんでした。

○議長（鈴木宏通君） ただいま説明をいただきましたが、皆さんのほうから御意見等、質問等
はありますでしょうか。柳田議員。マイクをお願いします。

○6番（柳田政喜君） 御苦労さまです。

職員のミスで失効してしまったということですが、マイナンバーカード自体の発行にも時間がかかりますよね。それと同時に、免許証のほうなんですけれども、当然紐づけているということは、従来の免許証は所持していないということだと思えるんですけれども、運転に支障はないのか。そういった部分をどのように補償していくのか。そこについて説明をお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） お答えをいたします。

マイナ免許証につきましては、マイナンバーカードのＩＣチップ記録の領域に入っているということで、マイナンバーカードとしては失効したものを携帯することによって、運転免許証として使うことができるということで、警察のほうと確認をしておりますので、切れているマイナンバーカードを今本人に持たせているという状況で、免許証不携帯じゃない状態としております。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○６番（柳田政喜君） 念を押して聞きますけれども、失効したマイナンバーカードに免許証が紐づけてあるからそれは使えるというのも、何か理屈的におかしいと思うんだけど。どう考えてもね。ただ、警察がいいって言っているんだからいいんでしょうけれども、そこはどう考えてもおかしいんだけどね。

そこはいいとして、とにかく今後こういうことがないように。間違っても、それを直すための手段はしっかり聞いた上で、抹消してしまったら、当然このようなことになるんですから、その辺の操作についてはしっかりと指導もらった上で対処していくと書いていますけれども、対処していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木宏通君） ほかに質疑ありませんか。意見等。伊藤議員。

○５番（伊藤牧世君） まずは一点目として、今、現在まだマイナンバーカード再発行されていないという話でした。いつぐらいになるのか。お願いします。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） お答えをいたします。

今現在、国の処理と県の処理というのが終わって、その次に再発行に入るんですけども、今現在、県の処理まで来たところでございます。その後は、特急発行という形でしていただくようにはもちろんするんですが、実際には、６月の大体１週目ぐらいになろうかと思います。

（「６月」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○５番（伊藤牧世君） このマイナンバーカード、今いろいろなところ、やはり簡単に手続きできるって使っているんですけども、こちらの世帯の方への影響というか、そういったところでは、多分いろいろと転入とか、いろんな手続きのときも使えていないと思うんですね。そういったところの状況とかは把握されていますか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） マイナンバーカードでどういったものを利用していたかといっ

たところについては、お話を伺いました。

3人の世帯の方がいらっしゃいます。お2人については、健康保険証の紐づけを行っておりましたので、こちらは後期高齢と国民健康保険でございました。紐づけは切れてしまいましたので、紙で発行して、まず対応をしていただいているというところでございます。

免許証につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

そして、説明といたしましては、マイナンバーカードには、例えば通院している情報とか、そういったところもございますが、再発行されたときには、その情報が消えるということではないという確認を取っておりますので、その点は御安心くださいという説明まで行っております。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。ほかにありますか。赤坂議員。マイクをお願いします。

○8番（赤坂芳則君） 今回是一世帯の問題かなと思うんですが、それはその誤りのね、原因がどうということなのかは、ちょっと我々つかみかねるんだけれども、それが起きないようなね、そののやっぱり事務管理は徹底してやるべきじゃないかと思う。

というのは、また同じようなことがね、転入について出たかもしれないけれども、今度は転出について出るかもしれないし、その辺を、やっぱり職員に責めるわけじゃないんだけれども、そこはもう徹底してね。これ、住民基本台帳へのシステム的には、入力終わっているんですかね、これ、転入者の。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） 転入手続といたしましては完了いたしておりますので、今現在、住民という形は取れております。

○8番（赤坂芳則君） その辺のシステム上のね、やっぱりそれについては、やっぱり課長一番先頭立って、それでその一番大事な入り口の部分なんでね。ここは徹底して。間違いましたでは済まないわけですよ。そこは徹底してほしいなと。

○議長（鈴木宏通君） 要望ね。そのほかにありませんか。（「なし」の声あり）

では、今回の4番目の特例転入事務の処理誤りに伴うマイナンバーカードの失効については以上といたします。

では、説明員の方、ありがとうございました。御苦労さまでした。

午後2時29分 休憩

午後2時31分 再開

○議長（鈴木宏通君） では、引き続き再開をしまして……（「資料配ります」の声あり）資料あるの。はいはい、資料ある。

では、その他に入ります。

では、今配付いただきましたけれども、事務局から説明をいただきたいと思います。お願いします。

○議会事務局主事（清水直美君） 私のほうから連絡させていただきたいと思います。

宮城県町村議会議長会のほうから団体補償制度傷害総合保険のパンフレットのほうを送付されました。送付部数が少なかったため、皆様のほうにはコピーしたもののほうを配付しております。各自内容を御確認いただければと思います。

現在加入されている方につきましては自動継続となりますので、新たな手続は必要ございません。もし脱退されたい方、もしくは新たに加入したい方がいらっしゃいましたら、5月29日金曜日までに事務局のほうに御連絡いただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 説明いただきましたけれども、今回、新たに3名の方が議員として入っておりますが、あとは継続、または脱退等、それぞれの各議員の判断によって、この保険につきましては進めたいと思いますので、よろしく御理解をいただいて、進めたいと思います。よろしくをお願いします。

以上ということではよろしいですか。（「はい」の声あり）質疑等ありましたか。ないですね。（「ないです」の声あり）

では、その他は。では、局長。

○議会事務局長（伊藤博人君） 皆さん大変お疲れさまでございます。

すみません、私のほうからちょっと一点だけ情報共有させていただきたいと思います。

現在、北部の6町におきまして、宮城県北部議長会ということで、北部の6つの町が各種いろいろ情報共有であったり、毎年一回、研修会等実施しております。

昨年は10月、加美町が幹事町ということで、昨年任期の皆様ですね、加美町のほうで研修及び交流会をしたのが記憶にあるかと存じます。

そちらにつきまして、令和8年度の今年度、美里町が幹事町ということで、各種企画等を行うことになってございます。そこで一番メインの事業として研修会実施することになりますが、現在まだ確定ではございませんが、昨年の加美町と同様に、10月前半から後半ぐらいをめどに研修会を開催できないかなということで、今からちょっと調整を行うことになります。何か調

整等ございましたら、議員皆様に情報共有させていただくとともに、あと、実際の研修会等で
すね、皆様の御助力をいただきながら研修会を進めるという形になりますので、何とぞ御協力
方よろしくお願いいたします。

すみません、私も今ちょっと急場で思ってお話しさせてもらったことで、まだ企画について
はスタートしていない状況でございますので、そちら始まり次第、細かい部分について共有さ
せていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。何かありますか、質疑等。いいですか。（「な
いです」の声あり）これから決まり次第、ああ、ある。（「これでなくて」の声あり）皆様に
順次報告等を進めてまいります。

では、赤坂議員、何か。

○8番（赤坂芳則君） 頻繁にね、地震が起きているわけですよ。それでね、この間の地震がね、
3日ばかりになる。あれが震度5弱で報道されたわけだ。それで、ここの美里町の場合は、議員
が行動に入るのが震度5強ですよ。だから、そのね、連絡的なものがどういうふうに。連
絡網からなの。

○議長（鈴木宏通君） 連絡網に関しては、各常任委員会の連絡網を使っていただくことが、ま
ず第一になります。

もし仮に、震度5強なった場合、私と事務局長がいろいろと話しまして、自動的にここの
控室に参集をすることと、5強の場合はなっております。

連絡に関して、もし何か不都合、またはここにいない場合に関しては、委員長等に連絡また
は事務局、または私のほう直でもいいですので、様々な連絡網を使って連絡いただければと思
っております。

基本的には、常任委員会の連絡網を使って連絡を取るということを基本としておりますので、
よろしくお願いいたします。

○8番（赤坂芳則君） それはいいんだけどね、やっぱり常任委員会のシステム上で、委員
長から発信は来るけれども、ただほら、やっぱりそっちからも一斉配信を、今、今度からね、
タブレットで見ながら情報取れるようになるんだし、あとはスマホからも。その辺は同時発信
できるの。

○議長（鈴木宏通君） もし必要だと思われる事案が出ればだけでも、今のところは、震度5
強でここに参集をするというのが基本の行動計画の部分にあるので、それを理解をしていただ

いて、まず基本的にはこちらに参集する。もし来れない場合には電話を事務局または私、あと副議長に入れていただくという形を取るという形を前提に考えたいと思いますが、それでよろしいですね。（「はい」の声あり）

震度5強は変わらずそのまま継続をさせていただいて、今のところそういうふうにしますので、万が一そういう災害等があったときには、そのとおりにさせていただきます。

それでよろしいですね。（「はい」の声あり）

○6番（柳田政喜君） 議長、あとついでだから、しっかりその辺、災害時の対応として、地震は今言ったとおりで、もともと5強だったら集まるという話だけれども、実際私たち経験した中で、水害のとき。そのときは、議員それぞれが自分の命を守ること最優先となっているはずなので、そこの部分もしっかりと説明してもらわないと、どう行動していいか分かんない。

実際、うち災害あったとき、通路、道路があっちこっち冠水しているときは、何人かの議員さんは来ましたが、消防の役員さんとかは来なかったですけども、ほかの人たちは避難所に逆に行っているんですよ。だからその辺も明確に、皆さんに一回伝えてほしいんです。

○議長（鈴木宏通君） そのの、例えば集中豪雨等に関する部分に関しては、特に夜間にそういうことが起きた場合には、周りの状況がよく把握されないでこちらに向かうというのも大変危険な状況になりますので、まずは一報をいただくか、事務局または私のほうに電話を入れていただく。そして、皆さんで集まっていただくことが可能だという限りに、ここに参集する。

まず集中豪雨、または台風等に関しては、そういう集まるという機会は、今までなかなか全員でというのは少なかったと思うので、今後の検討課題としていただく、しますので、（「命最優先ね、じゃあ」の声あり）もちろん、いや、そのとおりだと思いますので、いや、本当に危険なので、かえって。夜間の雨の部分に関しては。消防関係者の方々もおりますけれども、その方々はまず本当に命の危険を感じながらいろんな活動していただいた分には、本当に大変感謝申し上げますけれども、議員の場合に関しては、そこまで至らないで、まずは身の安全を第一に考えていただきたいというふうに考えますが、よろしいですかね。（「はい」の声あり）

○6番（柳田政喜君） そのとおりそれぞれの人の議員が、例えばどここの避難所にいますとかっていう連絡等取れる形は、事務局のほうにすればいいということでしょう。

○議長（鈴木宏通君） もしそういうふうに連絡をつけるというか、こちらのほうでもアクセスをしたいと思いますので、メール、多分電話出られないということもあると思うので、メール等でいろいろと配信なども。そして今度新しく、もしタブレットが入った場合には、そちらの

タブレットのほうにも共有をさせていただきたい。持って歩かないとは思いますがね。だから、スマホのメールを皆さんに、それこそやって、あとは、LINEをしている方もいろいろいるだろうし、その適度なSNSで、いろいろと相互に連絡を取り合うような形を取りたいと思いますので。

○8番（赤坂芳則君） 夜間の場合さ、なかなか電話してもね、出ないのよ。ガードマンが。

（「現在」の声あり）うん。だから、そういう場合はね、災害、結構夜間に起きているの多いからさ。だからそういうときのね、やっぱり受け皿体制を……。

○副議長（前原吉宏君） それ、一般町民がでしょう。議会の中の話じゃないんでしょう。言っているの、今。

○8番（赤坂芳則君） いやいや、議会にかけたの。

○副議長（前原吉宏君） 議会が役場に電話するの。それちょっと間違いじゃない。

○8番（赤坂芳則君） 個人から議会にね、連絡がしたいとき、つながらないから、夜間だと。

（「それはしょうがないんじゃないかなあ」の声あり）

○副議長（前原吉宏君） それは、地元の議員とか、そういう人たちとかに。

○議長（鈴木宏通君） 暫時休憩します。

午後2時33分 休憩

午後2時34分 再開

○議長（鈴木宏通君） では、再開いたします。

そのほかよろしいですか。（「はい」の声あり）以上、これからも2つ常任委員会があるので……（「一つだけ」の声あり）次長。

○議会事務局次長兼議事調査係長（須田真喜子君） 事務局次長の須田でございます。

ちょっとだけ事務連絡をさせていただきたいのですが、この後、全員協議会終了後に、常任委員会が予定されております。

常任委員会ですね、当初、教育、民生のほうが先にここを使う予定で御通知差し上げていたんですけれども、ダブルで入ってしまいましたので、教育、民生のほうを3階会議室のほうに、（「総務は」の声あり）総務、産、建はこちらで。分科会のような配置で行いたいと思いますので、申し訳ございません。教育、民生の委員さん方は会議室のほうに移動をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですね。（「はい」の声あり）

では、これで、これにて全員協議会を終了させていただきます。

では、副議長、お願いいたします。

○副議長（前原吉宏君） 皆さんお疲れさまです。

これからまだ両常任委員会がありますので、それぞれ協議していただいて、よろしくお願
したいと思います。

本日は御苦勞さまでした。ありがとうございます。

午後２時３５分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年5月18日

美里町議会議長